

し尿浄化槽保守点検作業基準

し尿浄化槽の処理形式に従って、次の第 1 及び第 2 に示す当該保守点検作業とする。

第 1 各形式共通点検作業

- 1 マンホール蓋等
スラブ、マンホール蓋、覆いアミ等を点検し、夾雑物を取り除くこと。
- 2 インバートます等
流入管、インバートます、会所ます等については、汚物の滞留、閉塞の有無を点検し、汚物があれば除去し、清掃すること。
- 3 通気
送気孔、排気管等が夾雑物により通気が妨げられていないか点検すること。
- 4 水位
装置各部の水位を点検し、異常が認められた場合は、その原因を追求し適切な措置を講ずること。
- 5 昆虫類の発生
チカイエカ、ろ床ばえ等が発生している場合は、薬剤により駆除すること。
- 6 消毒装置
消毒装置を点検し、各々の装置の仕様にしたが、消毒薬の補給が適切に行われるよう必要な措置を講じること。
- 7 放流先及び放流水の開口部につき、異物の生成、放流先水位との関係等を点検し、異物を除去すること。

第 2 合併処理し尿浄化槽活性汚泥方式の保守点検作業

- 1 流入系統
流入管、沈砂池、スクリーン、破砕機、流量調整槽を点検し、必要があれば土砂、汚物を除去すること。
- 2 ばっ気槽
 - ア ばっ気槽への送風量、返送汚泥量、攪拌装置の回転状況を点検すること。
 - イ ばっ気槽混合液の攪拌、回流が正常か、散気管の目詰まり、攪拌装置の夾雑物の付着、その他異常を調べること。
 - ウ ばっ気槽混合液の色、臭気、発砲、フロックの状況を観察し、異常の有無を調べること。
 - エ 溶存酸素量をおおむね 1 mg/l 以上となるように調整すること。
 - オ $\text{BOD} \cdot \text{MLSS}$ 負荷率がおおむね $0.05 \text{ kg} \cdot \text{BOD} / \text{kg} \cdot \text{MLSS} \cdot \text{日}$ 以上 $0.3 \text{ kg} \cdot \text{BOD} / \text{kg} \cdot \text{MLSS} \cdot \text{日}$ 以下に混合液浮遊物質濃度を保つよう調整すること。
なお、この場合において、30 分間 SV を測定し、その結果から汚泥調整を行うこととしても差し支えない。
 - カ 汚泥沈殿試験において、汚泥の沈殿現象を確認し得ない場合は、機能に関する精密検査、装置の補修等につき必要な措置を講ずること。
 - キ ばっ気槽に活性汚泥が生成されていないと思われる場合は、正常に働いている浄化槽の活性汚泥で種付けを行うよう委託者に連絡し、措置をとること。

【指定管理仕様書資料①】

3 沈殿池

沈殿池については、単独処理し尿浄化槽長時間ばっ気方式の保守点検作業基準に基づく措置を講ずること。

4 汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽

スカムの発生状況、越流ぜきの異物付着状況と越流状況、臭気の発生状況等を点検し、スカムの発生があれば沈降しやすいようにする等の措置を講ずること。

なお、必要があれば委託者に連絡し、汚泥の引き抜きと清掃の措置を講ずること。

5 ポンプ等機器類

ポンプ類、破砕機、送風機等の運転状況を点検し、注油等を行うとともに、温度や回転音及び振動等を調べ、異常が認められた場合は、その原因を調べること。